

## 【別表】 ご利用料金およびご利用者負担額 通所介護型サービス（仙台市）

ご利用者負担額は、基本サービス、各種加算減算、処遇改善加算等、その他の費用のご利用者負担額の合計（下記(A)+(B)+(C)+(D)）となります。

基本サービス、各種加算減算、処遇改善等は、単位数 x 単価で金額が算出されます。また、基本サービス、各種加算減算、処遇改善等のご利用者負担額は、ご利用者ごとの負担割合（1割・2割・3割）が適用されます。その他の費用は全額自己負担です。単位数に乗ずる仙台市の単価（上乗せ割合）は、6級地で10.27円です。

### ○ 基本サービス・・・(A)

\*下表は1カ月あたり

要介護度	a	b	ご利用者負担額（円）		
	単位数	利用料（円） (a x 10.27円)	1割負担 (bの1割)	2割負担 (bの2割)	3割負担 (bの3割)
要支援1	1,798 /月	18,465 /月	1,847	3,693	5,540
要支援2	3,621 /月	37,187 /月	3,719	7,438	11,157

<基本サービスの1カ月間のご利用者負担額>

該当するご利用者負担額 .....

(A) 円
-------

### ○ 各種加算減算・・・(B)

\*下表は1カ月あたり

加算減算の種類	c	d	ご利用者負担額（円）		
	単位数	利用料（円） (c x 10.27円)	1割負担 (dの1割)	2割負担 (dの2割)	3割負担 (dの3割)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <要支援1>	72 /月	739 /月	74	148	222
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) <要支援2>	144 /月	1,478 /月	148	296	444
科学的介護推進体制加算	40 /月	410 /月	41	82	123
高齢者虐待防止措置未実施減算 <要支援1>	-18 /月	-185 /月	-18	-37	-55
高齢者虐待防止措置未実施減算 <要支援2>	-36 /月	-370 /月	-37	-74	-111

加算減算の種類	c	d	ご利用者負担額 (円)		
	単位数	利用料 (円) (c x 10.27円)	1割負担 (dの1割)	2割負担 (dの2割)	3割負担 (dの3割)
業務継続計画未策定減算 <要支援1>	-18 /月	-185 /月	-18	-37	-55
業務継続計画未策定減算 <要支援2>	-36 /月	-370 /月	-37	-74	-111
同一建物減算 <要支援1>	-376 /月	-3,862 /月	-386	-772	-1,158
同一建物減算 <要支援2>	-752 /月	-7,724 /月	-772	-1,544	-2,317

★虐待防止の取り組みと業務継続計画策定が義務付けられましたが、取り組みがされていない場合減算になります。

<各種加算減算の1カ月間のご利用者負担額>

該当する1回あたりのご利用者負担額 x ご利用回数の合計・・・

(B) 円

○ 処遇改善加算・・・(C)

\* 所定単位数 = 基本利用料と各種加算減算の単位数の合計

\* 下表は1カ月あたり

種類	e	f	ご利用者負担額 (円)		
	単位数	加算額 (円) (e x 10.27円)	1割負担 (fの1割)	2割負担 (fの2割)	3割負担 (fの3割)
介護職員等処遇改善(1)	所定単位数の 92/1000 加算	左記の単位数 x 単価10.27円	fの1割	fの2割	fの3割

<処遇改善加算の1カ月間のご利用者負担額>

該当するご利用者負担額 .....

(C) 円

○ その他の費用 (ご利用者全額負担)・・・(D)

\* 下表は1回あたり

種類	内容	ご利用者負担額 (円)
食費	昼食・おやつ代	600 (1食あたり)

<その他の費用の1カ月間のご利用者負担額>

1回あたりのご利用者負担額 x ご利用回数 .....

(D) 円

◀ 加算等の内容・要件 ▶

加算減算の種類	内容・要件
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の介護職員の中で、『介護福祉士』の資格取得者の割合が50%を超えて、職員体制の強化及び経験豊富な職員を一定の割合数を配置しサービスの質の向上に取り組む。</li> </ul>
科学的介護推進体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的介護情報システム（LIFE）に基本的な情報を提出しフィードバックされた情報をもとに、ケアの質の向上を図る取り組みをしている。</li> </ul>
高齢者虐待防止措置未実施減算（1カ月あたり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に減算。</li> </ul>
業務継続計画未策定減算（1カ月あたり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合に減算。</li> </ul>
介護職員等処遇改善（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員等の確保に向けた介護職員の処遇改善の措置として、所定単位数を乗じて単位数で算定。</li> </ul>
同一建物減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所と同一建物内に居住する利用者に、サービス提供をした場合に適用される減算。</li> </ul>